

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 8 月 8 日 高知地方法務局香美支局 登記官 栗 田 晃 功
記

1.手続番号	2.表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 4901-2025-0031 号	南国市前浜字本吉 2 3 5 0 番
第 4901-2025-0032 号	南国市前浜字本吉 2 3 5 3 番